

《再送》募集人数に若干名余裕があるので、再送いたします。
一斉送信のため、既にお申し込みの方にもお送りしています。ご了承ください。

令和7年10月31日

会員各位

大阪府宅地建物取引業協会西支部
支 部 長 太田 佳男
研修委員長 田賀 健太郎

令和7年度 第2回スキルアップ勉強会開催について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、例年開催しております「スキルアップ勉強会」を下記日程にて開催いたします。

今回のスキルアップ勉強会は西支部6階会議室を使用した対面受講（定員20名）と、ZOOMでのオンライン受講（定員100名程度）を併用して開催します。

万障お繰り合わせの上、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。 敬具

講習日時：令和7年11月14日（金）14：00～16：00

講義110分・途中休憩10分、対面受講者は質疑応答の時間を設けております。

講義終了後にご質問のある方はそのままお残りください。

受講形式：以下のふたつから選択可能

「西支部6階会議室での対面受講」または「ZOOMによるオンライン受講」

対面受講：大阪府宅建協会・西支部（大阪市西区西本町1-2-14） 6階会議室

※会場の大型ディスプレイを使用して行います。各自のノートパソコンは不要ですが、持込は任意です。（現地タイミング音の集音状況により使用制限有り）

定 員：対面受講20名+ZOOM受講100名（ともに先着順）

※各社複数名の受講が可能です。受講者単位でお申込みください。

参 加 費：無料

申込締切：令和7年11月11日（火） ※ただし、定員になり次第締切とします。

タイトル：宅建業者が知っておくべき相続の知識～相続登記の義務化や民法の改正点～

講 師：（一社）大阪府宅地建物取引業協会 研修インストラクター

松本富美 氏

主な内容：宅建業者が知っておくべき「相続登記の義務化や民法の改正点について」解説します。相続登記義務化は、宅建業者にとって商機拡大のチャンスです。

相隣関係の改正では、一例として「タケノコとっても柿とるな！」から柿も取れるようになります。その意味するところを解説します。

【不動産登記法の改正（所有者不明土地等関係）の主な改正項目】

- ・相続登記の未了への対応
- ・住所変更登記等の未了への対応
- ・その他、不動産登記の公示機能を高める観点からの改正

【相続土地国庫帰属制度】の概要

【民法の改正（所有者不明土地等関係）の主な改正項目】

- ・相続制度（遺産分割）の見直し
- ・財産管理制度の見直し（既存制度の見直しを中心に）
- ・相隣関係の見直し

「令和7度 第2回スキルアップ勉強会」 参加申込書

講習日時：令和7年11月14日（金）14：00～16：00

受講場所：大阪府宅建協会・西支部（大阪市西区西本町1-2-14）6階会議室
またはZOOMでのオンライン受講

申込締切：令和7年11月11日（火）※ただし、定員になり次第締切とします。

1. 以下をご記入のうえ記載の番号にFAXにてお申込みください
※受講者が複数の場合、各人にてお申込みください。
2. 当日、そのまま受講場所にお越しください

※定員オーバーの場合、受講できない方にのみお電話にてご連絡いたします。

【ZOOM受講時の注意点】

- ・点呼のため、ご参加の際は表示されるお名前を

必ず「【商号・氏名】」にしてください。

（スムーズな確認のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。）

- ・受講の際は、**必ずマイクをミュート設定**してください。
- ・講習前日の11月13日にZOOMのIDパスワードと講習資料をメールにて
ご案内致します。

※ZOOMによるオンライン受講について、研修委員会及び事務局ではセミナー参加のサポートは致しかねますので、操作方法のお分かりになる方と一緒にご受講いただきますようお願い申し上げます。

令和 年 月 日

商号 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先FAX番号 _____

受講者氏名 _____

受講者携帯番号 _____

連絡先メールアドレス _____

※ZOOM受講希望者のみ

確認事項（○印をつけて下さい） · 対面受講希望

· ZOOM受講希望 ※メールアドレスご記入必須

申込FAX番号：06-6532-6360